

(2)判定結果

右ページのチャートは、一般的な例を示しています。不明な点は税務課までお問い合わせください。



今年度より、土・日曜日の市・県民税の申告の受け付けはありません。ご注意ください。

判定	結果	受付会場	受付日時	申告時間	注意事項
A	所得税の確定申告が必要です。	十和田奥入瀬合同庁舎(市役所向かい)1階共用会議室	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時	午前9時～午後5時	所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入ください。
B	市・県民税の申告が必要です。	市役所新館5階会議室	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く) 午前8時45分～11時 午後1時～4時	午前8時45分～正午 午後1時～5時15分	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要となりますので、十和田税務署への確定申告書の提出が必要となります。
C	所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。	なし(注意事項に該当する場合は、A、Bのいずれかの会場)	なし(注意事項に該当する場合は、A、Bのいずれかの期間)	なし(注意事項に該当する場合は、A、Bのいずれかの時間)	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要となりますので、十和田税務署への確定申告書の提出が必要となります。また、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。

(3)申告の際に必要なもの

対象	必要書類など
申告者全員 (全て申告者本人のもので す。)	①印鑑(朱肉の必要なもの) ②市役所から郵送された受付票(前年の申告の状況をもとに個別に郵送された人のみ) ③マイナンバーカードか、マイナンバー通知カードと身元確認書類(運転免許証など) ④口座番号が分かるもの(口座振替を希望する場合は、口座の届出印も必要です)
所得	給与・年金所得 源泉徴収票 営業・農業・不動産所得 収支内訳書※
控除	社会保険料控除 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かるもの 生命保険料控除 支払金額などの証明書 医療費控除 ほとんどの補填金の支給金額が分かるもの <従来の医療費控除を選択する場合> 医療費控除の明細書※、医療費の領収書、医療保険者から交付を受けた医療費通知 <セルフメディケーション税制を選択する場合> セルフメディケーション税制の明細書※、「スイッチOTC医薬品」購入費の領収書、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類(領収書(原本)、予防接種済証(原本)、結果通知表(コピー可 ※健診結果部分は黒塗りでも可)) 障害者控除 身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)、高齢介護課で発行した障害者控除対象者認定書(要介護認定者用) 配偶者(特別)控除 源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類 寄付金控除 寄付先から発行された証明書(ふるさと納税など寄付金受領証明書)

※整理・集計済みのもの。整理・集計をしていない場合は、整理・集計後に受け付けをします。

申告書はご自身での作成をお願いします

申告者がご自身で申告書を作成し、提出することで順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮することができます。

所得税の確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送・持参するか、e-Taxで提出してください。
また、本年よりスマートフォンを活用した所得税の確定申告も可能となりましたので、活用をご検討ください。

市・県民税の申告について

市・県民税の申告書や記入例は、税務課窓口や市ホームページから入手することができます。郵送にも対応していますので、希望する場合は、連絡をしてください。作成した申告書は、郵送・持参のいずれかで提出してください。

ご理解とご協力をお願いします



2月18日(月)～3月15日(金)の期間で

市・県民税の申告を受け付けします

市・県民税の申告に関すること 税務課市民税係 ☎ 6766・6767
所得税の確定申告に関すること 十和田税務署 ☎ 3151

(1)申告が必要かどうかを下のチャートを使って確認しましょう

下のチャートは、一般的な例を示しています。不明な点は税務課までお問い合わせください。

